

実務家の視点による法曹養成制度における
知的財産権教育の在り方について

中間取りまとめ

平成15年7月14日

法曹養成制度における知的財産権教育の在り方に関する

実務家研究会

はじめに

知的財産権に関して、我が国の国際的な競争力を高め、経済・社会全体を活性化するため、科学技術や文化などの幅広い分野において豊かな創造性をもって、産業の発展と国民生活の向上へとつながっていく経済・社会システムを有する「知的財産立国」の構築を目指し、さまざまな検討や取り組みが行われている。その中で、知的財産権教育の充実の重要性についても大きく取り上げられており、知的財産戦略大綱（平成14年7月3日 知的財産戦略会議）においては、「知的財産立国を支える専門家育成のため、法科大学院における知的財産法教育の充実に向けて、知的財産分野に重点を置いた法科大学院の誕生が期待される。知的財産に強い法曹を養成するためには、知的財産法をはじめとする、ビジネスに関連する各種の法分野における教育の強化を図る必要がある。そのため、これらを重視した特色ある法科大学院の出現を促すという観点から、法科大学院が独自の創意工夫により独自性・多様性を発揮できるような制度設計とすること、知的財産法をはじめとするビジネスに関連する法分野を新司法試験の選択科目とすることなど、専門人材を養成する環境を整備することが求められている。」とされ、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月8日 知的財産戦略本部）においても、「新しい司法試験においては、知的財産法の重要性や法科大学院における知的財産法関連科目の開設状況等を踏まえた選択科目について、2005年度中に検討を行う。」「法科大学院における知的財産に強い法曹の養成を実現するため、2003年度以降引き続き、法科大学院における教育内容と司法試験との有機的連携の確保を図る。」とされているところである。

新たな法曹養成制度においては、法科大学院における教育との有機的連携の下に司法試験を行い（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条第2号）、新司法試験の論文式試験において選択科目（専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目）を置くこと（改正司法試験法第3条第2項第4号）とされており、今後、新司法試験が開始される平成18年度までに、各法科大学院の自主的な取り組みによって知的財産権に関する教育の充実が図られることを前提に、知的財産法に関する分野を新司法試験の選択科目とすることについて検討が加えられることになっている。

このような状況を踏まえ、司法制度改革推進本部事務局では、知的財産法に関する分野における法科大学院の教育と司法試験との有機的連携の在り方、特に、実務のニーズに対応し得る知的財産に強い法曹を養成するための具体的方策について、今後の検討の参考とするため、実務家によって構成されるワーキ

ング・グループ（以下、「実務家ワーキング・グループ」という。）から参考意見を聞くこととした。現時点までのところ、実務家ワーキング・グループにおいては、今後、各法科大学院の自主的な取組みによって、実務のニーズに応え得る知的財産権教育の充実が図られるべきであること、知的財産法関連科目を新司法試験の選択科目とする場合には、実務のニーズを意識した出題となるよう工夫すべきであること、などの意見が出されている。

本稿は、実務家ワーキング・グループのメンバーが、現時点までの検討の中で積み重ねられた知見を有効に活かし、実務家の立場から、我が国の知的財産実務家が欧米の知的財産実務家の実態に追いつき、追い越すために、10年20年を見据えた長期的な視点に立って、知的財産に強い法曹の実態やニーズなどについて分析し、そのような法曹を養成するために必要不可欠となると考えられる知的財産権の基礎的素養の内容を中心に、法曹養成制度における知的財産権教育の在り方等について、司法制度改革推進本部における検討とは別途、法曹養成制度における知的財産権教育の在り方に関する実務家研究会（以下、「実務家研究会」という。）として、中間的に取りまとめを行ったものである。その内容は、実務家研究会のメンバーの私的な見解に属するものであり、平成16年度の法科大学院制度発足時において直ちに実現することは困難であると考えられるものも含まれているが、10年後20年後を見据えた長期的な視点に立って検討を加えたものであり、今後における関係各方面の検討の参考にしていただければ幸いである。

平成15年7月14日

法曹養成制度における知的財産権教育の在り方に関する
実務家研究会

（主査）牧野 和夫 国土館大学教授
大貫 進介 弁理士
久保田 裕 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
齋藤 憲道 松下電器産業株式会社法務本部法務グループ・マネージャー
田中 千博 弁護士

目 次

はじめに

- 1．米国と日本における知的財産実務家の実態における格差
 - (1) 知的財産実務家の数における大きな格差 1
 - (2) 知的財産実務家の業務実態における大きな格差 1
 - 2．日本の産業界における知的財産部門の人員への要望 2
 - 3．知的財産に強い法曹に求められる基礎的な素養
 - (1) 4つの素養 4
 - (2) 知的財産に強い法曹の理想像 5
 - 4．実務家の視点から法科大学院に期待される知的財産権教育の在り方について
 - (1) 教育方法等の在り方について 6
 - (2) 司法試験の在り方について 7
 - 5．今後の検討事項(課題) 8
- < 参考資料 >
知的財産法カリキュラム・イメージ 9

1. 米国と日本における知的財産実務家の実態における格差

(1) 知的財産実務家の数における格差

日本と米国における知的財産実務家の実態について比較すると、特許出願手続きを行う弁理士については、日本では5,192人、米国のパテント・エージェントは約6,700人であり、日本における知的財産実務家の人数は米国に比べて一見遜色ないように見える。

しかしながら、企業間の競争力に大きな影響を与える特許訴訟実務などを行う弁護士の数で比較すると、米国のパテント・アトニーが約21,000人であるのに対して、日本では弁理士登録している弁護士はわずか303人であり、そのうち理系出身者は約30人に過ぎない。また、知的財産コンサルティングについても、日本では知的財産コンサルタントはごくわずかであるが、米国においては有望なビジネスとして、コンサルティング会社が星の数ほど多くある(弁理士数は平成15年3月末現在。日本弁理士会調べ)。

このように、知的財産分野における企業競争力を担う弁護士、知的財産コンサルタントを加えた知的財産実務家の総数では、日本は米国に比べて大きく劣っており、このことが日米間での知的財産分野における産業競争力の格差の大きな要因となり、外国での特許取得件数や知的財産訴訟件数の差などの形となって現れてきていると推測される。

(2) 知的財産実務家の業務実態における格差

日米企業の特許取得件数を比較すると、米国企業は、国内で約8万件の特許を取得しているほか、国外においても約10.9万件の特許を取得しているのに対し、日本企業は、国内での特許取得は約12.6万件に上るものの、国外での特許取得は約8.4万件にとどまっている(1998年、WIPO統計)。また、日本企業について、グループ内企業との取引を除いた外国とのライセンス収支を見ると、特許法・実用新案法・意匠法・商標法の分野では、収入が約2,144億円、支出が約3,339億円であり、特に欧米との間では、対米国では約1,000億円の赤字、対欧州では600億円超の赤字となっているほか、著作権分野では、収入が約1,122億円、支出が約1,616億円(うちソフトウェアでは収入が約123億円、支出が約302億円)であり、とりわけ対米国では、収入が約496億円、支出が1,269億円と支出が収入の2.5倍以上となっている(2001年度、特許庁平成14年度知的財産活動調査結果)。

また、実際に知的財産に関する渉外実務に携わる者の実態を比較すると、米国では、技術的なバックグラウンドを持ち、訴訟実務にも精通したパテント・

アトニーが一人で特許訴訟実務に対応し得るのに対し、日本の弁護士は十分に技術知識を有しない場合が多く、技術論争が中心となる特許訴訟実務では弁護士が単独で訴訟対応することはできないため、ほぼ例外なく、弁護士と技術知識を有する弁理士とが二人一組で対応している。この場合、弁護士、弁理士はそれぞれの専門分野しか理解し得ず、足並みが揃わずに相手方からの主張に対してタイムリーに適切な対応が十分出来ないため、後手に回った対応を強いられることが多く、弁護士と技術者が共通の言語で会話ができないことが米国と日本の特許実務家の渉外能力や紛争処理能力に格差が生じている要因の一つとなっている。

さらに、米国の法曹については、技術的な知識を有する知的財産実務家が充実しているのみならず、経営やビジネスに強い人材が豊富である。特に、アメリカの Patent・アトニーの中には MBA を保有する者も多く、法律のみならず、技術、ビジネスに精通した法曹が、一人で三役の観点から事件を処理することができるが、日本側は、ビジネスに精通しかつ知的財産に強い法曹はきわめて少ないことから、交渉において、その場で迅速な意思決定ができず、大きなハンデとなっている。

加えて、海外における交渉や特許出願などは国際語である英語で行われることが多く、国内においても企業の知的財産部門では英語を用いる業務が多くなっているが、米国は英語を母国語としているのに対し、日本人の場合は通訳をおかなければならないことが多く、このことも日本にとって大きな障害となっている。

このような実情を踏まえると、我が国の産業が知的財産分野において国際的・戦略的に展開していくためには、知的財産に強く国際的な視野を有する法曹を多数養成することが喫緊の課題となっている。

2. 日本の産業界における知的財産部門の人員への要望

日本の企業における知的財産部門の人員の現状と将来の見通しについて、数社の企業から聞き取りを実施したところ、既に現在数百人規模で知的財産部門の人員を擁している企業においても、その大半が特許出願手続きを中心業務とする技術系プロパーの人員であり、知的財産権に関する訴訟実務や渉外実務に担務する専門家はごく一部にすぎないというのが実情であった。特許庁の平成14年知的財産活動調査結果においても、企業等の知的財産担当者総数は約10万人であり、その約3分の1が出願系業務に携わっており最も多く、係争系業務（訴訟、ライセンス、鑑定及び契約管理に関する業務）、管理系業務（総括管理、企画、教育訓練等の業務）に従事する者は、それぞれ約10%、約14%

にすぎないとの調査結果となっている。

また、知的財産関係訴訟件数を見ると、企業が知的財産権の戦略的活用を長年実践してきている米国においては、訴訟件数が1993年の6,560件から2000年には8,738件に増加している。我が国においても、1993年に470件にすぎなかった訴訟件数が2000年には610件に増加しているほか、知的財産権侵害に対する警告件数は訴訟件数の約10倍にも達しており、今後、我が国企業における知的財産の戦略的活用を核とした事業活動が広がっていくことに伴って、訴訟件数・警告件数はさらに急増していくことが予想される。

さらに、我が国では、平成10年及び11年の特許法等の改正により、特許等侵害訴訟において侵害及び当該侵害に係る損害額の立証が容易になったことなどから、例えば、1998年10月には東京地裁で約30億円の損害賠償を命じる特許権侵害訴訟判決が出されるなど、知的財産権侵害訴訟における損害賠償額は高額化の傾向にある。特許権・実用新案権侵害訴訟の賠償額は、1990～1994年では平均4,624万円であったのが、1998～2001年には平均1億8,125万円にまで急上昇しており（特許行政年次報告書2002年版より）、2002年3月には、東京地裁で歴史上最高賠償額の計約84億円の支払命令判決が出されるに至った。

このような実情を踏まえると、我が国の企業としては知的財産権訴訟に対する対策が喫緊の課題となっており、知的財産権に関する訴訟実務やコンサルタントを行う弁護士が多数養成され、そういった弁護士に企業がアクセスしやすくなることが求められるとともに、企業内においても中核となる人材が多く必要になる。

企業からの聞き取りにおいては、今後、日本の知的財産分野における産業競争力を高めるために、我が国の産業界は、知的財産権に関する訴訟実務や渉外実務に担務するとともに技術系知的財産部門人員の指導的な役割を果たすような人材を多数必要としており、知的財産権の基礎的素養を修得した法曹を大幅に採用する必要があるとされたほか、今後の知的財産部門の強化・拡充などを視野に、知的財産に強い法曹を中心に知的財産部門の人員を5年後、10年後にはさらに倍増する必要があると考えているところが多かった。

このように、産業界としては、企業の知的財産部門・法務部門、法律事務所、特許事務所などに、知的財産実務で即戦力になり得る、ないし今後の成長が期待できる資質を備えている人材を多数採用したいと考えている。

そういった人材の供給については、法曹養成の中核的な教育機関である法科大学院において、知的財産分野に重点を置いた教育が行われ、そのような法科大学院から優秀な人材が多数輩出されることが期待されており、その養成に当たっては、知的財産権に関する訴訟実務や渉外実務に精通した人材を早期に大

幅増員できるよう、今後毎年少なくとも数百人規模で知的財産権の基礎的素養を有する法曹が法科大学院において養成されることが切望されている。

3．知的財産に強い法曹に求められる基礎的な素養

(1) 4つの素養

日本の知的財産分野における産業競争力を高め、米国に追いつき、追い越すためには、ただ知的財産法の知識を有する法曹の数を増やすだけでなく、個々の知的財産実務家の能力についても、米国の知的財産実務家並みの総合的な能力を有することが必要不可欠であり、十分な能力を有する法曹を増加させることが重要であることは言うまでもない。

したがって、知的財産権教育に重点を置く法科大学院においては、その修了者が知的財産実務で即戦力になり得る能力・知識を修得することができるような教育が行われることが望ましい。しかしながら、2年間ないし3年間の法科大学院における教育では、期間も授業内容も限られており、また、知的財産実務家の能力を高めるためには豊富な実務経験を積まなければならないことから、少なくとも将来の知的財産に強い法曹としての成長が期待できる、実務を行うために必要不可欠な知的財産権に関する基礎的素養を涵養することを目指した知的財産権教育が行われるべきである。

それでは、知的財産に強い法曹に求められる基本的・基礎的な素養とは、果たしてどのようなものであろうか。

具体的には、大きく四点が挙げられる。

まず第一に、言うまでもないことであるが、知的財産権に関する正確かつ広範な法律・判例に関する基礎的な知識を修得していることが最も重要である。また、知的財産権に関する各種の実務においては、外国の最新の法制度等について詳細に把握していることが不可欠であることから、法科大学院での広範な学習はもちろんのこと、法曹として実務に携わるようになっても、最適な法的サービスを提供する上で必要な法律知識などを更新するとともに、視野や活動の範囲を広げるための知的財産権に係る継続教育に自発的・継続的に取り組んでいくことも期待される。

第二に、知的財産権にかかる実務におけるスキルを修得するための基礎的素養として、基礎的な技術知識を有することが望まれる。この点については、多くの知的財産実務家からも指摘されている問題であり、知的財産分野における産業競争力を高め、将来長期的に我が国が知的財産立国として成功するか否は、知的財産実務家が基礎的な技術知識を修得しているか否かに掛かっていると一言しても過言ではない。したがって、知的財産実務家が基礎的な技術知識を有

しているようにするため、例えば、法科大学院における技術科目の教育の実施や、理工系学部出身者や技術的分野における実務経験を有する者が入学しやすい入学者選抜(入学者選抜において技術系科目試験を実施すること、学部段階における技術系課程の修了を入学要件とすることなど)などの工夫がなされるべきである。さらには、その基礎的な技術知識を前提としてカリキュラムを組むことも考えられよう。

第三に、国際交渉力を含めた実務語学力が必須である。企業における知的財産実務においては、海外との渉外業務が大多数を占めており、英語などの語学力は必要不可欠であり、入学者選抜で語学力を条件とすることや、知的財産に関する外国法の原語による授業やディベートなどが行われることが望ましいと考えられる。

さらに、第四には、交渉の基礎的能力である日本語力や、サービスの利用者である企業経営者の観点から戦略的な助言や施策の策定などを経営陣へ積極的に行なうことができる経営・ビジネス能力が涵養されることについても期待される。知的財産実務に携わるに当たって、対象とするその技術の企業経営上の重要性や知的財産権紛争の戦略的な位置付けを理解することの意義はきわめて大きい。

先に述べたとおり、産業界においては、基礎的な素養を備えた者、特に技術的なバックグラウンドを持ち、かつ訴訟実務にも精通した知的財産権に関する基礎的素養を備えた法曹を多数必要としており、その採用に当たっては、法科大学院において上記四点についての基礎的素養を修得しているか否かが、採用基準の重要な要素となろう。

(2) 知的財産に強い法曹の理想像

このように、日本の産業界からは、企業活動のグローバル化、知的財産戦略の強化に対応して、特に米国との渉外を行う弁護士など、諸外国の知的財産実務家と対等の能力を有し、当該事案に的確・迅速に対応できる法曹、すなわち、法律、技術、語学、ビジネスを一人四役で扱える法曹を数多く養成することが日本の知的財産実務家層のレベルを押し上げる上で、きわめて有効な手段であると期待されている。

知的財産教育に重点を置いた法科大学院においては、こうした四つの素養を十分統合し、まさに「一人四役」の法曹として活躍できる能力を身につけることができるよう、教育内容や教育方法において、十分な配慮がなされていくことが重要である。

4. 実務家の視点から法科大学院に期待される知的財産権教育の在り方について

(1) 教育方法等の在り方について

産業界をはじめとする知的財産に強い法曹についてのニーズを満たし、さらにそこで求められる基礎的な素養を備えた法曹を養成するために、法科大学院において必要と考えられる実務的・実践的な知的財産権教育の在り方とはどのようなものであろうか。

そもそも法科大学院における教育内容・方法等については、法曹として備えるべき資質・能力を育成するために、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うこととされている。これを実現するために、少人数教育を基本とした演習その他の適切な方法により双方向的・多方向的で密度の濃い教育を行うこととともに、専任教員のうちおおむね2割以上を実務家教員とするほか、教材についても、例えば、実務家教員とそれ以外の教員とが協力して事例式のケースブックや演習書などの適切な教材の作成などの工夫がなされることが期待されている。知的財産分野は実学の側面が大きいことから、知的財産権に関する基礎的素養を備えた法曹を多数養成するためには、上記のような授業が十分に確保されるよう特段の配慮がなされ、基礎知識を確認しつつ将来応用が利くような実践的・実務的な教育が十分に行われることが重要である。とりわけ、プロフェッショナル・スクールである法科大学院の教育として、出来る限り実務の現場・環境に近い体験をさせる必要があることは言を待たないであろう。

これを具体化するためには、まずは知的財産権に関する基礎的・体系的な法律知識及び基本的な運用スキルを修得するための知的財産法基礎科目(8単位程度)と、その基礎知識をさらに総合的に実践し、実務の場で活用することを主眼とする知的財産法応用科目(6単位程度)の授業について行うこととし、知的財産法基礎科目においては、例えば、膨大な範囲を少ない単位数でカバーするために、基本知識についてはルールブックを用意し、その予習を前提とした事例やケース・スタディを中心とした一問一答式の授業を実施し、知的財産法応用科目において、具体的な契約・争訟実務についての総合演習形式の授業やエクスターンシップなどが行われることにより、知的財産権に関する基礎的素養を修得することが可能になるだろう。

また、知的財産実務家の養成のためには、法科大学院においては、先に述べた技術的な基礎的素養に関する教育を行うことが望ましいと考えられるほか、関連法律科目として、例えば、知的財産権訴訟の実務において知的財産権に関する主張の反訴として用いられることの多い独占禁止法や、企業活動に不可欠な国際経済法、国際民事訴訟法など知的財産に関する実務に密接に関連する分

野についても修得することが必要である。

さらに、外国知的財産法などについては、原語による授業を行うことによって、語学力が磨かれるほか、その法律・制度を十分に使いこなすことができる基礎を培うことができるものと考えられる。

なお、実務家研究会においては、知的財産分野に重点を置く法科大学院のカリキュラムのイメージについても検討を加えており(現時点までの検討内容を参考資料として添付した)、今後さらに検討を加える予定である。

(2) 司法試験の在り方について

法科大学院における知的財産権教育が重要であるとの認識のもと、多数の法科大学院において知的財産法関連科目の開設が予定されていることにかんがみると、法科大学院における教育を踏まえた新しい司法試験の選択科目(専門的な法律の分野に関する科目)においては、当然に知的財産法が試験科目になるべきものと考えられる。

その司法試験の在り方については、法科大学院における知的財産権に関する教育との連携の観点から、内容についても、法科大学院における教育、実務家として必要とされる実務の基礎的素養などを十分踏まえた出題とされることが重要であると考えられる。すなわち、新しい司法試験における知的財産法の出題については、実務家としての基礎的な実務遂行能力(法曹になって以後の知的財産実務家としての成長が期待される基礎的素養)を確認するための出題内容・形式とすべきであり、机上のみでは解決できない、より実践的・実務的な出題が望ましく、実務の現場・環境に近い出題をする必要があるだろう。また、実務においては、新たに直面した具体的な事案に対処するための解決策(ソリューション)を多様な観点から自分の頭で考え抜く能力が重要であることから、新しい司法試験においては、そのような法的思考能力を試すことができるよう具体的な設例に基づいて、当事者の立場に立った解決策について考えさせるような出題形式とすべきであり、その出題に当たっては、過去の判例における事例そのものではなく、仮想事例に基づく事案処理能力を試す出題が望ましいと思われる。

また、実務の現場において基礎的な技術知識が不可欠であることを踏まえると、例えば、特許明細書や基本的な数式などを読解した上で回答をするような出題など、基礎的な技術知識をある程度前提とした出題とすることも検討されるべきである。

5 . 今後の検討事項（課題）

本稿では、産業界をはじめとするニーズを満たす、知的財産実務家となるために不可欠な基礎的な素養を備えた法曹を養成するため、法科大学院において必要と考えられる実務的・実践的な知的財産権教育の在り方、及びその教育を踏まえた新しい司法試験の在り方について提言したが、実際に法科大学院においてどのようなカリキュラムの下に教育を行えば、産業界をはじめとするニーズを満たす知的財産に強い多様な法曹が養成されるか、シラバスなどについてさらに具体化する必要があると考えられる。

また、知的財産に強い法曹には、技術の知識も不可欠であるとの提言を行ったが、法科大学院において技術系の素養の修得を目指す場合、どのような形で行うことが望ましいか、具体的な検討が必要となろう。

新しい司法試験の出題例についての具体的検討も必要であると考えられる。特に、基礎的な技術知識を前提とした出題については、これまで前例がないことから、十分な検討が必要であると考えられる。

さらに、変化の著しい知的財産分野に属する最新の知見をフォローすることができるようにするため、法曹資格取得後の継続教育を充実させることが望まれ、米国におけるLLM（法学修士）コースを参考にした実務家向けの1年制や夜間制の知的財産専門コースの開設等が期待される。

今後も、知的財産に強い法曹、知的財産権教育に重点を置く法科大学院のあるべき姿についてさらに検討を進めた上で、以上のような点についてより具体化する作業を進め、各法科大学院における授業や試験等の参考にもなるように、このような形での提言を行っていきたいと考えている。

以 上

知的財産法カリキュラム・イメージ

・知的財産権教育に重点を置く法科大学院カリキュラムの近未来イメージ

1. 知的財産法必修科目

知的財産法 基礎科目 (8単位程度)	特許法、著作権法、意匠法、商標法、不正競争防止法		
知的財産法 応用科目 (6単位程度)	知的財産法応用* 〔 契約・争訟実務 〕	クリニック ** 〔 契約実務 〕	クリニック *** 〔 争訟実務 〕

* 知的財産法応用 = 契約・争訟実務 = 教室内でのシミュレーション授業

** クリニック (契約実務) = 実務現場での契約実習授業

*** クリニック (争訟実務) = 実務現場での争訟実習授業

2. 知的財産法選択科目 (各2～4単位)

国際知的財産法、欧米知的財産法、戦略的知的財産法契約実務、知的財産法情報調査、先端特許法、遺伝子特許法

3. 関連法律科目 (各2～4単位)

独占禁止法、国際経済法、国際民事訴訟法、企業法務、サイバースペース法、電子商取引法、エンターテイメント法

4. 知的財産技術基礎科目 (4単位程度)

[必修] 物理 + 先端技術基礎 (2単位程度)

[選択] 電機・化学・機械 (いずれかを選択することとし、2単位程度)

法曹養成制度における知的財産権教育の在り方
に関する実務家研究会

大貫 進介 弁理士

久保田 裕 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・
事務局長

齋藤 憲道 松下電器産業株式会社法務本部法務グループ・マネージャー

田中 千博 弁護士

牧野 和夫 国土館大学教授

は主査